

高齢者医療制度に関する論点案

未定稿

事 項	論 点 案	当面の検討の方向性 (案)
<p>1) 基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険方式の維持 ○65歳以上の者を対象とし、75歳以上の後期高齢者と65歳以上75歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度 ・老人保健制度・退職者医療制度の廃止 ・医療保険給付全体における公費の割合を維持 ・世代間・保険者間の保険料負担の公平化及び制度運営に責任を有する主体の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ○心身の特性を踏まえた高齢者医療の在り方という観点からみて、75歳で制度を分けることをどのように考えるか。 ○一方、前期高齢者については被用者本人として働いている者も多いことなどから、従来の医療保険制度での加入関係を残すことをどのように考えるか。 ○後期高齢者については、地域において医療サービスと介護サービスとの適切な分担が行われ、高齢者に相応しい生活の質(QOL)が確保されるようにすべきではないか。 ○前期高齢者については、生活習慣病の外来受療率が、65歳の前後で途切れることなく壮年期から一貫して増加しているという傾向がみられる中で、制度設計に当たっては、むしろ予防

○増大する高齢者の医療費の適正化

- に重点を置くためにも、医療保険制度での加入関係を残した上で、保健事業をはじめとする保険者機能を強化すべきではないか。
- 高齢者、とりわけ後期高齢者の状態に相応しい医療サービスの在り方を検討し、医療費の適正化を図るべきではないか。
 - その際、急性期の医療から退院後の在宅における医療・介護に至るまでのサービスについて、変化する高齢者の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療保険と介護保険の役割分担と連携の在り方についても検討すべきではないか。
 - 75歳未満の医療保険制度においては、後期高齢者の医療費適正化、さらには介護予防にもつながることを念頭に置いて、生活習慣病対策など保険者による保健事業を強化すべきではないか。

2) 後期高齢者制度

○国保の保険者との関係

- ・ 地域を基盤とした生活実態
- ・ 安定的な保険運営の確保
- ・ 保険者の再編・統合の進捗状況

○後期高齢者の保険料の水準

- ・ 現役世代との均衡を考慮した適切な負担

○低所得者への配慮

○保険料徴収の在り方

○「社会連帯的な保険料」の性格

○「社会連帯的な保険料」の費用負担の方法

○ 高齢者にふさわしい生活の質（QOL）を確保する観点からは、医療サービスと介護サービスとの適切な分担や十分な保険者機能の発揮ができるよう、地域で担うべきではないか。

○ 後期高齢者個人から保険料を徴収することについて、どのように考えるか。

○ 社会保険制度における「社会連帯的な保険料」の保険料としての性格をどのように考えるか。

○ 国民皆保険制度を採る我が国において、後期高齢者は、自らが現役世代であったときに、当時の高齢者の給付を確保するために保険料を負担したこと、また、現在では、後期高齢者以外の世代の負担によって給付が確保されていることを踏まえ、後期高齢者に対する給付を確保するためのそれ以外の世代からの拠出を「社会連帯的な保険料」と位置づけることができるの

3) 前期高齢者制度

○後期高齢者に公費を重点化するという
平成14年改正法の考え方を維持

○保険料における前期高齢者の位置づけ

- ではないか。
- この場合、あわせて医療保険における滞納問題についても考えることが必要ではないか。
 - 新たな高齢者医療保険制度については、国保・被用者保険の保険者が関与できる仕組みとすべきではないか。
 - (注)平成16年度税制改正大綱「平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。」
 - 65歳以上の被扶養者に保険料負担を求めることについて、どのように考えるか。

○国保、被用者保険の費用負担の在り方

○前期高齢者に対する公費負担の在り方

○前期高齢者の給付の在り方等

○ 制度設計に当たっては、壮年期から後期高齢期にかけての医療費増加傾向を軽減させることを重視する観点から、各保険者の医療費適正化努力を促す仕組みとすべきではないか。

なお、後期高齢者への支援についても同様の考え方に立った仕組みとすべきではないか。